令和 2 年 5 月 25 日

静岡県 U12 登録チーム　各位

一般社団法人静岡県バスケットボール協会 U12 部会
部会長　平出　政夫

緊急事態宣言解除後の対応について

日頃より、U12 部会の活動につきましてご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

静岡県は 5 月に入り新型コロナウィルス感染状況が落ち着いている状況で、5 月 14 日に緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き警戒が必要な状況です。静岡県としては独自の監視基準を設け対応しているところであり、静岡県の対応策をふまえ静岡県教育委員会より、県立高等学校も 5 月 25 日から学校が再開されることが発表されています。クラブ活動においては 6 月 1 日から再開すると聞いています。各市町においても5月18日より順次休校が解除されているようです。

U12 部会も 4 月に活動自粛をお願いしてきましたが、緊急事態宣言が解除されましたので、JBA のチーム活動要請に従い再開に向け活動自粛の解除をします。再開に当たっては、静岡県の対応策・県教育委員会や市町教育委員会の指示に沿った活動に抑えることを基本とします。

下記の再開内容では、バスケットボールの練習には物足りない部分も有ると思いますが、まずは運動再開をスタートとして、中学・高校・県その他の状況を確認しつつ、バスケットボールの練習が出来るようにしたいと思います。それまでは、チームで練習内容を工夫して対応をお願いします。

新型コロナウィルスについては依然として全容が解明されたわけではなく、感染者の体質・体調により発症状況も解明できていません。また、各家庭・個人の状況により対策方法の考え方も異なりますので、チーム内で十分検討したうえで練習開催をお願いします。

記

練習再開以降の行動･内容は父母の合意を得てから行うこと、参加の判断は選手側の判断とする。

１．チーム活動の再開可能時期
　　６月１日、該当市町の教育委員会等での小中学校のクラブ活動が許可されている事
２．活動範囲：当面は校内（チーム単独）とし、対外チームとの交流は状況を見て判断
３．県外遠征等の他県との交流：県の移動制限が解除されるまでは禁止
４．３密を避ける対策
　　添付の「新型コロナウィルス感染症の感染を防止すための留意点（室内運動施設関係）」の感染拡大防止策例に従い、下記の内容実施
　密閉対策：練習中 30 分毎に 5～10 分の窓・扉の全開と休憩のために退室
　密集対策：ハーフコートの人数を 10 名に制限
　　練習中の順番待ちを 2m の間隔を空ける
　　2 時間以内の練習
　密接対策：対面の練習は当面行わない
　　（個人のスキルアップを中心の練習、JBA エンデバー講習を参考にコーディネーション、ドリブルドリル、シュート、体感トレーニング等の内容とし、３ヶ月の練習休止期間が有ったので練習強度も考慮）
　衛生対策：体調確認、消毒液の設置、ボールの消毒、
　　使用後の施設内消毒（各施設の指示による）

以上